

和合町自主防災隊では、町内の175か所（住宅の塀やフェンスなど）に、消火器を設置し災害時に使えるようになっています。これらは、木材や油、そして電気の火災を消すことができる粉末消火器です。

（1部：24本、2部：61本、3部：15本、4部：16本、5部：13本、6部：20本、7部：12本、8部：14本）
皆さんは、自宅近くではどこに消火器が設置されているか知っていますか？
自宅の近くを歩いてみて、どこにあるか確認してみてください。（わからない時は、自治会まで問い合わせてください。「防災設備図」で確認できます。）

消火器の使い方を覚えておきましょう（いざというときに使えますか？）

消火器の使い方は簡単です。

消火器のレバーの下を持って、障害物にぶついたりしないよう注意して運ぶ

1. 消火器を下において、レバーを固定している黄色い安全ピンを、垂直方向にズバッと引き抜く
（ピンを抜いただけでは噴き出すことはないのご心配なく）
2. ホースを外し、ホースの先端を持って火元に向ける
3. レバーを強く握って、放射する。
（火は手前から掃くように消していく。放射時間は10-15秒です。）



初期消火において、最も効果的な道具が消火器です。初期消火とは小さな火のうちに消すことです。一般の住宅には法令による消火器設置の義務はありません。しかし、火災から大切な生命や財産を守るために消火器の設置が必要です。消火器での初期消火は天井に火が回るまで、とされています。天井に火が燃え移った場合は速やかに逃げてください。逃げるとき、特にマンションではドアを閉めてください。また、大声で周りの人に火災であることを伝えましょう。一人での消火活動を考えず、みんなで協力しましょう。住宅用の消火器は、水系消火器をお勧めします。（てんぷら油火災に有効）

<編集後記>

消火器を準備してあっても、また、消火器の場所がわかっても、実際に使ったこと、触ったことのある人は、どれくらいいらっしゃるでしょうか？（使わずに済んでいることは良いことなのですが）しかし、いざという時、使い方を知っている、見たことがあると、やってみたことがあるとでは、全く違います。和合町自主防災隊の防災訓練時には毎年、消火器の取扱い訓練を行っています。いろんな形で声をかけ、訓練にお誘いしますが、人前でやるのが恥ずかしいのか、なかなか前に出てくれません。せっかくの機会ですので、皆さん参加するようにしてください。